

## 堺市区教育・健全育成会議条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、堺市区教育・健全育成会議条例（平成26年条例第50号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、条例別表右欄に掲げる附属機関（以下「区教育・健全育成会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(会議の公開等)

第2条 区教育・健全育成会議の会議（以下単に「会議」という。）は、公開するものとする。ただし、会長は、会議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は出席委員の過半数の同意があるときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 堺市情報公開条例（平成14年条例第37号）第7条各号に掲げる情報について審議するとき。
  - (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないとき。
- 2 会議を公開する場合における傍聴について必要な事項は、市長が別に定める。

(会議録)

第3条 会長は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に出席した委員の氏名
- (3) 議事の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項

(守秘義務)

第4条 区教育・健全育成会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 条例第6条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第5条 区教育・健全育成会議の庶務は、それぞれの区教育・健全育成会議を所管する区役所の企画総務課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、区教育・健全育成会議の運営について必要な事項は、それぞれ会長が区教育・健全育成会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。